

知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

知多市地域公共交通会議

## 目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
	(1) 業務名称	1
	(2) 対象区域	1
	(3) 業務内容	1
	(4) 履行期間	1
	(5) 提案上限額	1
3	プロポーザルの概要	2
	(1) プロポーザルの名称	2
	(2) プロポーザルの方法	2
	(3) 参加資格	2
4	実施要領等の公開及び参加申出書、企画提案書の提出等	2
	(1) 実施要領等の公開	2
	(2) 質問の提出及び回答	2
	(3) 参加申出書、企画提案書等の提出	3
	(4) 参加資格の確認	4
5	事業者の選定	5
	(1) 審査会	5
	(2) 審査方法	5
	(3) 優先交渉権者の特定	5
	(4) 結果通知	5
6	選定スケジュール	6
7	その他	6
	(1) 応募に要する費用	6
	(2) 協議及び契約の締結	6
	(3) 参加失格となる事項	6
8	問合せ・提出先	7
	知多市地域公共交通会議事務局（知多市役所 2 階 市民協働課内）	7

# 知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年11月27日に施行され、地方自治体における地域公共交通計画の策定が努力義務化された。

これを受けて、人口減少や高齢社会、公共交通の利用減少など、近年の公共交通における様々な課題への対応と、将来のまちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のため、地域公共交通のマスタープランとなる「知多市地域公共交通計画」を策定し、望ましい地域旅客運送サービスの姿の実現を目指すこととした。

この要領は、計画の策定に当たり、最も適し、かつ優れた民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めたものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託（以下「本委託」という。）

### (2) 対象区域

知多市内全域及び関係路線が運行する周辺市町

### (3) 業務内容

「知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおり（別紙1）

### (4) 履行期間

令和6年度業務は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）までとする。

なお、令和7年度業務は、別に契約を締結し、履行期間を定める。

### (5) 提案上限額

令和6年度業務は、7,304,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、令和7年度業務は、1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を見込むものとする。

### 3 プロポーザルの概要

#### (1) プロポーザルの名称

知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

#### (2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

#### (3) 参加資格

本プロポーザルに提案する者は、次の要件を全て満たす事業者とする。

ア プロポーザル参加申出書の提出日現在において、知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領（令和6年4月1日施行）第8条第2項に基づく有資格者名簿に登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、プロポーザル参加申出書提出期限までに同入札参加資格申請を行うこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 会社更生法に規定する更生手続き開始、民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。

オ 知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領による指名停止等の期間中でないこと。

カ 知多市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第16号）による排除対象者ではないこと。

キ 地方公共団体等が発注する地域公共交通の確保・維持・改善等を目的とする地域公共交通計画等の策定業務の実績を有すること。

### 4 実施要領等の公開及び参加申出書、企画提案書の提出等

#### (1) 実施要領等の公開

令和6年4月5日（金）

#### (2) 質問の提出及び回答

質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

ア 提出期限 令和6年4月12日（金）正午まで

イ 提出先 「8 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 質問書（様式6）を、電子メールにて提出すること。

※必ず到着の有無を電話で確認すること。

エ 回 答 知多市ホームページにて令和6年4月17日（水）までに公表する。

※質問者名は非公表とし、回答は実施要領及び仕様書等の追加・修正とみなす。

### (3) 参加申出書、企画提案書等の提出

本委託のプロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、1事業者につき、1つの技術提案しか提出できない。

ア 提出期限 令和6年4月26日（金）正午

イ 提出先 「8 問合せ・提出先」

ウ 提出書類 次のすべての書類を指定の方法により提出する。

	提出書類	提出方法
①	公募型プロポーザル方式参加申出書 (知多市プロポーザル方式実施要領第3号様式)	紙媒体1部 又は 電子データ (PDF形式)
②	事業者概要（パンフレット等）	
③	事業者概要（様式1）	
④	業務実績表（様式2）	
⑤	履歴事項全部証明書 ※応募申込日前3か月以内に発行のもの	
⑥	納税証明書類 ※最新決算年度の確定申告分の国税（その3の3）及び都道府県税（法人住民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方 法人特別税並びに自動車税種別割）の納税証明書（未納の税 額のないこと用） ※事業所が複数箇所ある場合には、本社所有地の官公庁で発 行する納税証明書を添付すること。	
⑦	企画提案書（表紙）（様式3）	紙媒体9部 及び 電子データ (PDF形式) ※両方提出
⑧	提案書（任意様式） ※基本方針（本事業の目的等を踏まえ、提案事業の基本方針 を記載）及び事業企画（仕様書の内容を踏まえ、可能な範囲 内で個別事業ごとに企画提案すること。）を記載し、15頁 以内とする。	
⑨	業務実施体制表（様式4） 本委託を実施する上での組織や人員体制について、統括的な 体制の他、個別事業ごとの体制についても記載すること。	

⑩	業務スケジュール（任意様式） 本委託遂行に当たっての、交通会議側、事業者側の役割分担を明確に示したスケジュールを提出すること。なお、全体と個別事業について記載すること。	紙媒体 9 部 及び 電子データ (PDF形式) ※両方提出
⑪	提案価格書（様式 5） ※提案価格は交通会議からの委託料想定（税込み）を記載すること。 ※契約候補者に選定された場合でも、当該提案価格が契約額を確約するものではない。	
⑫	積算内訳書（任意様式） ※提案価格の積算根拠、内訳が分かるように記載すること。	

#### エ 書類作成に当たっての留意事項

(7) 本計画は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて策定を予定していることから、令和 7 年度における企画提案内容やスケジュールに関しても作成すること。

(1) 任意様式は、「A 4 判、長辺綴じ(左)、片面印刷」とする。

ただし、業務スケジュールについては、「A 3 判（A 4 判に 3 つ折）、横書き、短辺綴じ(左)、片面印刷」を可とする。

#### オ 提出書類の取扱い

(7) 著作権・書類の公表

提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。参加事業者が無断で本委託の受注者選定以外の目的には使用しない。ただし、知多市情報公開条例等の法令に基づき公表する場合がある。

(1) 提出書類の返却、追加等

提出された書類は返却しない。また、提出期限以降の参加申込み、提出期限以降の書類の差替え、追加、再提出は認めない。

#### カ 提出における注意事項

(7) 電子メールによる提出は、1 メール、10MB 以内で送信すること。

(1) 郵送による提出は、期間内必着とする。

※電子メール及び郵送の場合は、必ず到達の有無を電話で確認すること。

(4) 参加資格の確認

提出された参加申出書の確認を行い、参加資格の結果について次のとおり通知する。

併せて、参加資格要件を有する者に審査会の日時を通知する。

通知予定日 令和6年5月10日（金）

## 5 事業者の選定

知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し選定基準（別紙2）に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。ただし、4者以上の応募がなされた場合は、プレゼンテーション実施者を絞り込むため、選定委員会による書類審査を行う場合がある。

書類審査を行った場合の結果については、参加資格の結果と併せて通知する。また、書類審査に際し、不明な点が生じた場合には、書面等にて個別に質問をすることがある。

なお、書類審査を行わない場合は、プレゼンテーション評価に移行する。

### (1) 審査会

ア 日 程 令和6年5月16日（木）

イ 場 所 知多市役所書庫棟 会議室1

ウ 実施方法 プレゼンテーション（15分以内（厳守））を行い、続けて審査委員からの質疑に応答すること。

なお、プレゼンテーションの順番は上記4の(3)の参加申出書、企画提案書等の受付順とし、詳細については別途参加事業者に通知する。

### (2) 審査方法

選定委員会は、委員ごとに企画提案書及び審査会の内容で、選定基準（別紙2）で定める評価項目に基づいた審査で順位を決定し、審査順位が第1位の者を最優秀提案者として選定する。

### (3) 優先交渉権者の特定

交通会議は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者として特定する。

### (4) 結果通知

審査結果は、審査後速やかに参加事業者宛てに通知するとともに、知多市ホームページにて優先交渉権者の名称等を公表する。

## 6 選定スケジュール

項目	日程
公募の公表	4月5日(金)
質問書の提出期限	4月12日(金) 正午
質問書の回答期限	4月17日(水)
参加申出書、企画提案書等の提出期限	4月26日(金) 正午
参加資格要件の確認結果通知	5月10日(金) ※予定
書類審査の結果通知 ※書類審査が実施された場合のみ	
プレゼンテーション審査	5月16日(木) ※予定
審査結果の通知	5月17日(金) ※予定
協議	5月20日(月) 以降 ※予定
契約締結	6月頃 ※予定

## 7 その他

### (1) 応募に要する費用

プロポーザルの参加に要する費用は参加事業者の負担とする。

### (2) 協議及び契約の締結

交通会議と優先交渉権者で、提出された企画提案書を参考に協議を行い、仕様を確定後に改めて見積書を徴収し契約を締結する。

なお、協議の結果、合意に達しない場合には、次点の参加事業者から順に協議を行う。

### (3) 参加失格となる事項

契約締結までの間に受託候補者が、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、失格とする。

ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合

ウ 提案内容に虚偽がある場合

エ 提案価格が、「第2 業務概要」で定める提案上限額を超過する場合

オ プロポーザルに応募しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある場合

カ その他、信義に反する行為等があった場合



## 8 問合せ・提出先

知多市地域公共交通会議事務局（知多市役所2階 市民協働課内）

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2645（直通）

FAX：0562-32-1010（市民協働課宛）

電子メール：kyoudou@city.chita.lg.jp

注）問合せ及び書類の持参は、午前9時から正午までと午後1時から午後5時までの時間とし、土・日、祝日を除く。

注）書類提出の際は、持参又は郵送する場合は事前に、電子メールの場合は送信後に電話にてその旨を連絡すること。